

【介護予防訪問型サービス】

加算の変更(令和6年6月1日から)

介護職員等処遇改善加算			変更前	変更後	1月につき
			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	

加算の新設(令和6年6月1日から)

介護職員等処遇改善加算			変更前	変更後	1月につき
			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		
			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		
			(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		
			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		
			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		
			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		
			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		
			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		
			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		
			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		
			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		
			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		
			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		
			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		
			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		
			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		

加算の廃止(令和6年5月31日まで)

介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
介護職員等ベースアップ等支援加算		